

兵庫県公報

令和5年4月1日 土曜日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告示	ページ
○ 使用料の徴収事務の委託（公園緑地課）	1

告示

兵庫県告示第420号の3

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 委託した歳入の名称
使用料
- 2 委託した相手方の所在地及び名称並びに代表者氏名並びに委託した事務の範囲

委託した相手方の所在地及び名称並びに代表者氏名	委託した事務の範囲
芦屋市船戸町4-1 ラポルテ本館6F セントラルスポーツグループ (代表者) セントラルスポーツ株式会社 代表取締役 後藤聖治 (構成員) 株式会社明治スポーツプラザ 代表取締役 後藤聖治 コーエイ株式会社 代表取締役 関口典明	兵庫県立尼崎の森中央緑地健康増進施設に係る兵庫県立都市公園条例(昭和39年兵庫県条例第53号)に規定する使用料の徴収

- 3 委託の期間
セントラルスポーツグループが指定管理者として兵庫県立尼崎の森中央緑地健康増進施設の管理を行う期間
- 4 徴収の方法
使用料の徴収については、納入通知により行うものとし、当該使用料を領収したときは領収書を交付するものとする。